

法曹人口問題に関する各会員の現状及び意見等の調査

◎回答受付期間
平成22年1月14日～4月28日
◎回答数
173名
◎総会員数（平成22年4月30日時点）
486名
◎回答率
35.59%

資 料

- 1、 アンケート結果についての分析
- 2、 アンケート結果（グラフによる集計結果）

千葉県弁護士会

アンケート結果についての分析

第1 修習期について

修習期区分の中では最も会員数が多いと思われる56～60期が31%となっているが、その他は10%台と均衡している。回答者の修習期構成を千葉県弁護士会全体の構成と比較してもそれほど偏りはないものと思われる。

なお、以下修習期ごとに回答の差異が認められる設問については、個別に触れることとする。

第2 法律相談について

1 全体

かなり増加している、やや増加しているを合計して5%、変わらないが31%に対し、やや減少している、かなり減少しているを合計して58%と、全体として法律相談数の減少傾向が伺える。

2 修習期別

61期以降は登録して間もないことから、変わらないもしくは無回答となったが、56～60期で既にハッキリと減少傾向となっていることに注目すべきである。まだ伸び盛りの若手にも法律相談減が及んでいる状況が明らかとなった。

第3 受任事件数について

1 クレサラ事件（破産、再生、会社更生、債務整理、管財人、監督委員を含む、過払いは除く）

かなり増加している、やや増加しているを合計して8%、変わらないが25%に対し、やや減少している、かなり減少しているを合計して56%と、法律相談とほぼ同様の減少傾向となっている。

2 過払金返還請求事件

かなり増加しているは0人であり、やや増加している9人を合計しても5%であるのに対し、変わらないが18%、やや減少している、かなり減少しているを合計して64%と、法律相談、クレサラ事件と比較して減少傾向がより深刻であることが分かる。

3 その他民事事件

かなり増加している、やや増加しているを合計して9%であるのに対し、変わらないが27%、やや減少している、かなり減少しているを合計して58%と、法律相談、クレサラ事件とほぼ同様の減少傾向である。

4 家事事件

かなり増加している、やや増加しているを合計して14%、変わらないが50%、やや減少している、かなり減少しているを合計して30%と、法律相談、クレサラ事件、その他民事事件などと比較して顕著な減少傾向は伺えない。

5 刑事、少年事件（国選）

かなり増加している、やや増加しているを合計して34%であるのに対し、変わらないが30%、やや減少している、かなり減少しているを合計して20%と、増加傾向である。

被疑者国選対象事件の拡大により、国選事件そのものは相当増加しているのに、かなり減少しているとの回答を寄せた会員は、法テラスと契約をしなかった弁護士ではないかと思われる。

6 刑事、少年事件（私選）

かなり増加している、やや増加しているを合計して4%であるのに対し、変わらないが40%、やや減少している、かなり減少しているを合計して44%と、国選とは逆に減少傾向にある。

被疑者国選の拡大により、私選（扶助含む）の起訴前弁護が減り、起訴後の弁護も減るといような実情なのではないかと思われる。

7 業務全体

かなり増加している、やや増加しているを合計して13%であるのに対し、変わらないが28%、やや減少している、かなり減少しているを合計して52%と、法律相談、クレサラ事件、その他民事事件とほぼ同様の減少傾向である。法律相談が減少し、受任事件も減少するという関連性があるものと思われる。

30期以前で13人、31～40期で5人が、意図的に業務を縮小していると回答しているが、それを差し引いても61期以降を除く全ての期において業務減少傾向である。固定顧客が多いと思われるベテラン及び中堅世代、伸び盛りの新人世代が等しく業務減少傾向にあり、特定の世代の問題ではないことが明らかとなった。

第4 収入について

※ 本問は各会員の収入及びその増減傾向を調査しようとするものですが、経営者弁護士の場合、経費等を控除した後の金額を問うよりも売上金額という問いのほうが一義的であり、回答しやすいと思われることから、経営者弁護士については「売上」、勤務弁護士については「収入」と質問方法を分けています。

1（経営者弁護士のみ）

(1) 平成21年の売上は、1000万円以上2000万円未満、2000万円以上3000万円未満ともに29%であり、2000万円前後がボリュームゾーンと見えそうである。3000万円以上4000万円未満が16%と合わせて全体の7

4%となっており、全体の平均値としては2500万円程度になるものと考えられる。

- (2) 上記売上は、最近3年間でみると、かなり増加している、やや増加しているを合計して12%であるのに対し、変わらないが31%、やや減少している、かなり減少しているを合計して67%と、減少傾向はかなり顕著である。

売上のはっきりとした減少傾向が見て取れるが、法律相談やクレサラ事件、過払金請求事件、その他民事事件が減少し、増加したのは国選事件のみとすれば、自ずとこのような結果になるということではないか。売上が2000万円ないし2500万円であれば、事務所の賃料、人件費など事務所維持に要する諸経費を控除して残る金額は、後述の勤務弁護士の収入とそれほど大差はないように思われる。

2 (勤務弁護士のみ)

- (1) 平成21年の収入は、500万円以上1000万円未満が42%、1000万円以上1500万円未満が34%と1000万円前後がボリュームゾーンと言えそうである。平均ではこれをやや上回る1100円程度ではないかと考えられる。
- (2) 上記収入は、最近3年間でみると、かなり増加している、やや増加しているを合計して30%、変わらないが42%、やや減少している、かなり減少している(0人)を合計して28%と、増減いずれの傾向も伺うことはできない。

勤務弁護士の平均収入1000万円ないし1100万円というのは、千葉県弁護士会における平均的な勤務弁護士新規採用時の給与額を大きく上回っているはずである。事務所により様々であろうが、固定給に加え、個人事件収入や歩合、昇給などの事情で右金額になっているものと推測される。

勤務弁護士の多くは登録後それほど年数を経っていない弁護士であろうと推測されるが、固定給プラス歩合のような給与形態であれば、登録後は徐々に個人事件収入が増え、経済的にも能力的にも実力を蓄えて独立もしくは共同経営者になるというのが従来の典型例であったように思われる。後記のとおり、売上、収入の増加の理由として、最多の16名が伸びしろがある新人、中堅弁護士であったからと回答しており、従来であればより増加傾向が見えたはずであるが、増加と同数の減少回答や変わらないとの回答が半数近いことからすれば、「伸びしろ」を打ち消すほどの構造的な事件の減少があると考えるのが妥当ではないか。

3 上記1(2)または2(2)で売上、収入がかなり増加している、あるいはやや増加していると回答された方について、その理由として考えられるのはどのようなものですか(複数回答可)。

「まだ十分に伸びしろがある新人、中堅弁護士であり、日々の弁護士活動を誠実にやってきたことの結果である」との回答が最多の16名となり、次いで「独立、給与形態の変更などの事情があった」が7名となっている。「営業活動を積極的に行ったから」との回答3名についてはいずれも56~60期から寄せられたものであり、前記

「伸びしろ」回答と全て重複している。「営業活動」が広告などによるものなのか、幅広く人付き合いを増やすなどの方法によるものなのかは不明であるが、増収の理由として挙げたのは僅か3名にとどまった。

「法テラス経由の相談が増え、受任件数が増加した」が僅かに2名であったのは、法テラスの報酬額が低額であることから、収入増の理由に挙げられなかったという理由が考えられる。

4 前記1(2)または2(2)で売上、収入がかなり減少している、あるいはやや減少していると回答された方について、その理由として考えられるのはどのようなものですか(複数回答可)。

「弁護士会経由の法律相談が減り、受任件数が減少した」47名、「弁護士増員や広告などの影響で、客の奪い合いになっている」44名で、うち32名が重複回答者であり、減収があった弁護士の大部分はこのような感想を持っているものと見てよい。確かに新規登録弁護士の増加にも関わらず、弁護士会経由の法律相談は近年減少し、個々の弁護士への法律相談割り当ても以前と比べると少なくなっているため、会員増により弁護士会経由の法律相談減という関係は明らかである。弁護士会の法律相談が減少する一方、「法テラス経由の法律相談が減り、受任件数が減少した」との回答は僅か5名であり、実際法テラスの法律相談件数、扶助件数は、ともに年々増加している。

その他で多く寄せられたのは、「通常事件でなく法テラスの事件が増え、事件あたりの単価が下がっている」(その他回答)など法テラスに関するものであり、法テラスの報酬が低額であるとの回答選択肢が用意されていれば、相当数の回答があったものと思われる。法テラスと契約している弁護士にとっては、相談件数減とともに事件単価が下がっていることも重大な問題であることが伺える。また「通常事件の紛争自体が減少した(取立不能、倒産等、事業不振が原因)」など、経済不況の影響を挙げる回答も目立ち、これも回答選択肢があれば多くの回答が寄せられた可能性がある。

なお、「意図的に業務を縮小している」との回答が19名からあり、経営者弁護士、勤務弁護士合わせて収入減との回答が80名であったことからすると、これも少なくない割合であるが、うち6名は「弁護士会経由の法律相談が減り、受任件数が減少した」、「弁護士増員や広告などの影響で、客の奪い合いになっている」のいずれかもしくは両方との重複回答であった。

第5 法曹人口に関する諸問題について

1 日弁連は、平成21年3月に、司法試験合格者を数年間2100~2200人とし(結局平成21年は新旧合計2135人でした)、平成32年頃に法曹を5万人規模にするとの提言を行いました。この提言についてどのようにお考えですか。

賛成3%に対し、反対が84%と圧倒的に反対の声が強い。増員の必要性についての疑問、日弁連執行部路線に対する批判が多く寄せられた。

2 平成32年頃に法曹人口5万人という数値目標について、どのようにお考えですか。

(1) 法曹人口5万人という人数について

「最終的に5万人程度で落ち着くとしても多すぎるので、下方修正すべき」との回答が73%、「最終的に5万人程度で落ち着くとすれば適正である」との回答が8%であったが、「最終的に5万人程度で落ち着いたのでは少なすぎるので、更なる増加を目指すべき」との回答は皆無であり、5万人以下という点では会員間で異論がないところのようである。

裁判官、検察官の増員が進まないことにも多くの批判が寄せられた。弁護士のみが増え続けても、裁判官、検察官が増えなければ、結局事件が遅々として進まず、よりよい司法にはならないということであろう。

(2) 平成32年頃に5万人到達という増員ペースについて

「5万人は多すぎるので、当然に増員ペースも速すぎる」との回答が76%を占め、「最終的に5万人程度の水準を維持すべきである」との回答は合計10%、「5万人から更に増やすべき」との回答は皆無であった。

3 司法試験合格者は年間何人程度が適当とお考えですか。

1000人との回答が48.6%と最多であり、これに800人以下11.6%を加えると1000人以下で6割以上を占めている。1500人の29.5%を加えた1500人以下ではほぼ9割となり、現行の合格者数を是とする回答はごく少数であった。

修習期別の回答では、例えば概ね1000名以下であった51期～55期では1000名との回答が多く、56～60期では1500名との回答が増えるなど、自らの合格時における合格者数が基準となる傾向が見られた。

ところで、弁護士白書2006年版による弁護士人口シミュレーションの手法（司法修習終了者の95%が弁護士となり43年間働くと仮定）によれば、合格者数を1500名で固定したとしても法曹人口は増え続け、15年後には法曹人口がほぼ5万人に到達、43年後には法曹人口6万4500人で均衡するということになる（弁護士人口はその95%である。）。本アンケートの設問第5の1、2では、5万人から下方修正すべきとの回答が多く寄せられているが、1500名で固定したのでは下方修正にならないこととなる。このようなシミュレーションを明示した上でのアンケートであれば、1000名以下の回答割合がより増えたものと思われる（1000名で固定した場合は、43年後に法曹人口4万3000人となり、5万人からの下方修正になる）。以上から、目安となる合格者数を設定するとすれば、最も多数の会員の賛同を得られるのは合格者1000名程度であると思われる。

4 千葉県弁護士会における現在の弁護士数（平成21年12月21日現在482名、新62期35名登録後）について、どのようにお考えですか。

かなり過剰である、やや過剰であるとの回答の合計が55%、適正水準であるとの回答が24%で、数は足りているという回答が8割近くを占める一方、やや不足している、かなり不足しているとの回答の合計は7%に過ぎない。もっとも、「特定エリ

アに集中しすぎている」（その他回答）など、県内での偏在を指摘する回答が複数あった。

なお、千葉県弁護士会では銚子、佐原に過疎地型公設事務所を開設し、今年度も新たな過疎地型公設事務所の開設を計画しており、県内偏在問題に対する取り組みを進めている。

5 今後新たに弁護士の需要、活躍が見込まれる分野についてどのようにお考えですか。

かなり豊富にあるが4%、ある程度はあるを合計しても32%であるのに対し、それほどない、全くといっていいほどないを合計して57%と、全体としては弁護士の新たな職域の拡大については悲観的な見方が伺える。

なお、61期以降の回答構成はそれ以前の期とは全く異なり、新たな職域について悲観的な回答が少ないが、まだ職務経験が浅いため楽観視しているだけなのか、若手の柔軟な発想に基づく分析による根拠があるのか、その回答理由はどちらとも判別できない。

6 弁護士という職業の魅力は、今後、どのように変化するとお考えですか。

かなり増加する、やや増加するを合わせて僅か5%、変わらない15%に対し、やや減少する、かなり減少するを合わせて73%と圧倒的に弁護士職の魅力が失われるとの回答が多い。増員による収入減や司法修習生の給費制廃止、就職難などが魅力減の理由と考える回答者が多いようである。

この点についても、61期以降の回答傾向は他の期とはかなり異なる。敢えて理由を見つけるとすれば、それ以前の期と異なり、近年の急激な変化について実感しているか否かの違いによるものではないか。

7 司法修習期間として適当なのはどのくらいの期間だとお考えですか。

2年（42%）もしくは1年6か月（46%）が大多数で、現行の1年を是とする回答は僅か5%に過ぎない。多くの回答者が、現行の修習期間が短すぎると考えているようである。

適正な合格者数の設問と同様、回答者自身が受けた司法修習の期間に対する支持が多い傾向が見られた。

8 司法修習生の給費制についてどのようにお考えですか。

「存続させるべき」が90%と圧倒的多数であり、「貸与制でもやむを得ない、もしくは貸与制が望ましい」は僅か4%であった。

9 弁護士増員及び司法試験制度など関連する問題についてのご意見を自由にご記入下さい。

法曹人口の増員数や急激な増員ペースに対する危機感を多くの会員が抱いているようであり、裁判官、検察官が増えず、弁護士のみ増員となっている現状についての疑問も多く寄せられた。法科大学院については、統廃合という流れが出てきているが、

そもそも不要、廃止という意見も複数あり、貸与制について異議が出されるなど、現在の法曹養成過程についての不満が多く寄せられた。このような現状を招いたとして日弁連執行部批判も根強いものがある。本アンケート全体を通して、法曹増員及びそれを支えている法科大学院制度について現状を肯定する意見は全くといっていいほど見られなかった。

以上